平成２８年（フ）第５４６９号
東京都町田市高ヶ坂７丁目７－４－301
破産者　大塚　伸也
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５６２号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目52－３
破産者　後藤　喜男
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５７３号
東京都八王子市石川町2444
破産者　秋濱　聡志
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５７４号
神奈川県川崎市多摩区中野島２丁目１－17　ソレーユⅠ　301、開始決定時の住所東京都大田区鵜の木２丁目６－５－201
破産者　米谷　直樹
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６２２号
東京都杉並区天沼２丁目45－５
破産者　南　　恵子
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６４３号
東京都北区王子５丁目２－２－1007
破産者　白崎　徳男
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６５８号
東京都足立区南花畑４丁目11－13－407
破産者　菊地　由江
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７４３号
東京都台東区日本堤２丁目９－３　斉藤方205
破産者　室井　功一
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７６１号
東京都東久留米市本町１丁目３－11－403
破産者　橘　　則光
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７６３号
東京都中央区銀座７丁目４－13　佐藤ビル７F
破産者　丸尾　貴之
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８０３号
東京都昭島市美堀町５丁目７－６－402
破産者　齊藤　　勝
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３号
最後の住所　三重県伊賀市四十九町1705番地
破産者　亡𠮷山克相続財産
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１４７６号
福岡市中央区梅光園団地８番308号
破産者　吉江　正春
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９４号
福岡市中央区大名２丁目４番38－617号
破産者　株式会社グレイスダイニング
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２９１号
福岡県糟屋郡久山町大字久原1822番地
破産者　レイクサイドホテル久山株式会社
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７２号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目16番15号
破産者　有限会社永田陶芸
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６０号
札幌市中央区南８条西４丁目422番地５
破産者　株式会社アイピーティソリューション
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７号
栃木県さくら市喜連川4444番地
破産者　齋藤　昇一
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４７号
栃木県宇都宮市城東２丁目19番９号　メルローズプレイス宇都宮208号
破産者　株式会社サードアイ
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４８号
栃木県宇都宮市川田町884番地　テンローズ106　312号、前住所栃木県宇都宮市城東２丁目19番９号　メルローズプレイス宇都宮208号
破産者　大竹　正行
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５２号
栃木県真岡市亀山１丁目44番地２
破産者　有限会社フェム
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５３号
栃木県下野市川中子3329番地13、開始決定時の住所栃木県真岡市亀山１丁目44番地２
破産者　上野　一男
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係